

○「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年 10 月 9 日医政指発第 1009001 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 1 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 （平成 15 年厚生労働省告示第 147 号） 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）<u>、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。<u>以下イにおいて同じ。</u></u>）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）<u>、予防接種法（昭和 23 年</u>	別添 1 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 （平成 15 年厚生労働省告示第 147 号） 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）<u>及び</u>健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超

<u>法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</u> ロ～ニ （略） 二 （略）	えること。 ロ～ニ （略） 二 （略）
---	--

改正後	改正前
別添 2 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願 平成 年 月 日 厚生労働大臣 殿 申請者名 _____ 印 住 所 _____ 租税特別措置法第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。 記 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）<u>、</u>健康増進法（平成 1 4 年法律第 1	別添 2 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願 平成 年 月 日 厚生労働大臣 殿 申請者名 _____ 印 住 所 _____ 租税特別措置法第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。 記 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）<u>及び</u>健康増進法（平成 1 4 年法律第

〇 3 号) 第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。<u>以下 1 において同じ。</u>)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)、<u>予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成 29 年厚生労働省告示第 314 号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)</u>に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、<u>50 万円を限度とする。</u>)並びに介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えること。 2 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。 3 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。 4 役職員一人につき年間の給与総額(俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。)が 3,600 万円を超えないこと。 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。 (該当する項目欄の口を塗りつぶすこと。) ☐ 病院であって、40 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	103 号) 第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えること。 2 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。 3 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。 4 役職員一人につき年間の給与総額(俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。)が 3,600 万円を超えないこと。 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。 (該当する項目欄の口を塗りつぶすこと。) ☐ 病院であって、40 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
--	---

改正後	改正前
「租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等 第１ （略） 第２ 記載要領 - 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。 - 付表１、２及び４は、複数の病院、診療所、<u>介護老人保健施設及び介護医療院</u>を有している場合には、それぞれごとに記載してください。 - 記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。 第３ （略）	「租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等 第１ （略） 第２ 記載要領 - 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。 - 付表１、２及び４は、複数の病院、診療所、<u>及び</u>介護老人保健施設を有している場合には、それぞれごとに記載してください。 - 記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。 第３ （略）

改正後

付表1

証明願記1及び2に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療収入の明細 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	自由診療等				
	計				100%

改正前

付表1

証明願記1及び2に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療収入の明細 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

病院、診療所及び 介護老人保健施設 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
合計	社会保険診療			①	⑤
	労災保険診療			②	⑥
	健康診査			③	⑦
	自由診療等			④	
	計				100%

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①～⑦の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員 <u>保険</u> 法	円	学校保健 <u>安全</u> 法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 ⑩	円

(記載上の注意事項)

○ ③が⑩と一致すること。

5 予防接種に係る診療収入の証明

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	<u>麻疹</u>	円
臨時接種	円	<u>風しん</u>	円
	円	<u>インフルエンザ</u>	円
	円	<u>おたふくかぜ</u>	円
	円	<u>ロタウイルス感染症</u>	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計 ⑪	円

(記載上の注意事項)

○ ④が⑪と一致すること。

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員 <u>保健</u> 法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 ⑧	円

(記載上の注意事項)

(1) ③が⑧と一致すること。

6 助産に係る診療収入の証明

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉔ 件	㉕ 円
分娩件数(㉔)×50万円		㉖ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉕が㉖又は㉖の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉗	円

(記載上の注意事項)

○ ㉗が㉗と一致すること。

添付書類

- 上記「1診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

添付書類

- 上記「1診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

改正後						改正前																																																																							
付表2 証明願記3に係る添付書類 申請者名_____印 住 所_____ 以下のとおり相違ありません。 経費の額等の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日） <table><thead><tr><th rowspan="2">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等</th><th rowspan="2">医療診療により収入する金額</th><th colspan="3">患者のために直接必要な経費の額</th><th rowspan="2">割合 ①／②</th></tr><tr><th>医師、看護師等の給与</th><th>医療の提供に要する費用（投薬費を含む）</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>%</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%</td></tr><tr><td>合計</td><td>①</td><td></td><td></td><td>②</td><td>%</td></tr></tbody></table> (記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。 ② 医療診療により収入する金額合計①が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。 ③ 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の「医業費用」の合計額と一致すること。						病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等	医療診療により収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①／②	医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計		円	円	円	円	%						%						%	合計	①			②	%	付表2 証明願記3に係る添付書類 申請者名_____印 住 所_____ 以下のとおり相違ありません。 経費の額等の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日） <table><thead><tr><th rowspan="2">病院、診療所及び介護老人保健施設名等</th><th rowspan="2">医療診療により収入する金額</th><th colspan="3">患者のために直接必要な経費の額</th><th rowspan="2">割合 ①／②</th></tr><tr><th>医師、看護師等の給与</th><th>医療の提供に要する費用（投薬費を含む）</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>%</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%</td></tr><tr><td>合計</td><td>①</td><td></td><td></td><td>②</td><td>%</td></tr></tbody></table> (記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。 ② 医療診療により収入する金額合計①が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。 ③ 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の「医業費用」の合計額と一致すること。						病院、診療所及び介護老人保健施設名等	医療診療により収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①／②	医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計		円	円	円	円	%						%						%	合計	①			②	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等	医療診療により収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①／②																																																																								
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計																																																																									
	円	円	円	円	%																																																																								
					%																																																																								
					%																																																																								
合計	①			②	%																																																																								
病院、診療所及び介護老人保健施設名等	医療診療により収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①／②																																																																								
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計																																																																									
	円	円	円	円	%																																																																								
					%																																																																								
					%																																																																								
合計	①			②	%																																																																								
添付書類 ○ 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書） ○ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し ※ 新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があったことを証する書類(理事会の議事録等)も添付すること。						添付書類 ○ 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書） ○ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し ※ 新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があったことを証する書類(理事会の議事録等)も添付すること。																																																																							

改 正 後

付表3

証明願記4に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

役職員に対する給与明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

[illegible]

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、備考欄に、法人税率の軽減を受けようとする事業年度の給与支給予定総額を記載すること。
- ③ 役付名の欄には、院長、看護部長及び事務長等の病院等における職務を記載すること。
- ④ 給与支給総額には、すべての手当等の金額が含まれること。
- ⑤ 役員と職員を兼ねている場合は、それぞれの役付名に記載すること。
- ⑥ 損益計算書の「常勤職員給与費」、「非常勤職員給与費」及び「役員給与費」に係る役員・職員を全員記入すること。
- ⑦ 前事業年度の給与支給総額の合計②が、損益計算書の「各給与費」の合計額と一致すること。

改 正 前

付表3

証明願記4に係る添付書類

申請者名 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

役職員に対する給与明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

[illegible]

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設等名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けよとする法人にあつては、備考欄に、法人税率の軽減を受けよとする事業年度の給与支給予定総額を記載すること。
- ③ 役付名の欄には、院長、看護部長及び事務長等の病院における職務を記載すること。
- ④ 給与支給総額には、すべての手当等の金額が含まれること。
- ⑤ 役員と職員を兼ねている場合は、それぞれの役付ごとに記載すること。
- ⑥ 損益計算書の「常勤職員給与費」、「非常勤職員給与費」及び「役員給与費」に係る役員・職員を全員記入すること。
- ⑦ 前事業年度の給与支給総額の合計②が、損益計算書の「各給与費」の合計額と一致すること。

改 正 後

付表4

証 明 願 記 6 に 係 る 添 付 書 類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合であっても、全体の定員数に対する特別な療養に係る定員の割合は30％以下でないと要件を満たさないので留意すること。

添付書類

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式4）の写し

改 正 前

付表4

証 明 願 記 6 に 係 る 添 付 書 類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護老人保健施設名	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所及び介護老人保健施設名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設にあつては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合であっても、全体の定員数に対する特別な療養に係る定員の割合は30％以下でないと要件を満たさないので留意すること。

添付書類

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式4）の写し

○「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年医政指発第 0330003 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書並びに第46条の4第7項第3号の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。 (1) ～ (2) (略) (3) 貸借対照表 ① 病院、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人 様式3－1 ② 診療所のみを開設する医療法人 様式3－2 (4) 損益計算書 ① 病院、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人 様式4－1 ② 診療所のみを開設する医療法人 様式4－2 (5) ～ (6) (略) 2～3 (略)	1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書並びに第46条の4第7項第3号の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。 (1) ～ (2) (略) (3) 貸借対照表 ① 病院<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人 様式3－1 ② 診療所のみを開設する医療法人 様式3－2 (4) 損益計算書 ① 病院<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人 様式4－1 ② 診療所のみを開設する医療法人 様式4－2 (5) ～ (6) (略) 2～3 (略)

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人〇〇会

① ☐ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 設立登記年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	
理 事	〇〇 〇〇	

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人〇〇会

① ☐ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 設立登記年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	
理 事	〇〇 〇〇	

同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	<u>〇〇診療所管理者</u>
同	〇〇 〇〇	<u>介護老人保健施設〇〇園管理者</u>
同	〇〇 〇〇	〇〇 <u>介護医療院</u> 管理者
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	医師（〇〇医師会会長）
同	〇〇 〇〇	経営有識者（〇〇経営コンサルタント代表）
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者（〇〇自治会長）

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

２ 事業の概要

（１）本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
-----	-------	---------	-------

同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	<u>〇〇病院管理者</u>
同	〇〇 〇〇	<u>〇〇診療所管理者</u>
同	〇〇 〇〇	<u>介護老人保健施設〇〇園管理者</u>
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	医師（〇〇医師会会長）
同	〇〇 〇〇	経営有識者（〇〇経営コンサルタント代表）
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者（〇〇自治会長）

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４７条第１項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４９条の４参照）

２ 事業の概要

（１）本来業務（開設する病院、診療所、又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
-----	-------	---------	-------

病院	〇〇病院	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	一般病床 〇〇〇床 療養病床 〇〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床		病院	〇〇病院	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	一 般 病 床 〇〇〇床 療 養 病 床 〇〇〇床 [医 療 保 険 〇〇床] [介 護 保 険 〇〇〇床] 精 神 病 床 〇〇床 感 染 症 病 床 〇〇床 結 核 病 床 〇〇床
診療所	〇〇診療所 【 〇 〇 市 （町、村） から指定 管理者と して指定 を受けて 管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]		診療所	〇〇診療所 【 〇 〇 市 （町、村） から指定 管理者と して指定 を受けて 管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	一 般 病 床 〇〇床 療 養 病 床 〇〇床 [医 療 保 険 〇〇床] [介 護 保 険 〇〇床]
介護老人 保健施設	〇〇園	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員		介護老人 保健施設	〇〇園	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	入 所 定 員 〇〇〇名 通 所 定 員

			〇〇名									
介護医療院	〇〇介護医療院	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名									
注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。 ２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。 ３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。 （２）附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務） <table><tr><td>種類又は事業名</td><td>実 施 場 所</td><td>備 考</td></tr><tr><td>訪問看護ステーション 〇〇</td><td>〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地</td><td></td></tr><tr><td>〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】</td><td>〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地</td><td></td></tr></table>				種類又は事業名	実 施 場 所	備 考	訪問看護ステーション 〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地		〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地	
種類又は事業名	実 施 場 所	備 考										
訪問看護ステーション 〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地											
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地											
			〇〇名									
注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。 ２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。 ３．介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。 （２）附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務） <table><tr><td>種類又は事業名</td><td>実 施 場 所</td><td>備 考</td></tr><tr><td>訪問看護ステーション 〇〇</td><td>〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地</td><td></td></tr><tr><td>〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】</td><td>〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地</td><td></td></tr></table>				種類又は事業名	実 施 場 所	備 考	訪問看護ステーション 〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地		〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地	
種類又は事業名	実 施 場 所	備 考										
訪問看護ステーション 〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地											
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇 〇町（村） 〇〇番地											

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- | | |
|-------------|----------------------|
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 平成〇〇年度決算の決定 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 定款の変更 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 社員の入社及び除名 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 理事、監事の選任、辞任の承認 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 平成〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| 〃 | 平成〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定 |
| 〃 | 医療機関債の発行(購入)の決定 |

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支え

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- | | |
|-------------|----------------------|
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 平成〇〇年度決算の決定 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 定款の変更 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 社員の入社及び除名 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 理事、監事の選任、辞任の承認 |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 平成〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| 〃 | 平成〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定 |
| 〃 | 医療機関債の発行(購入)の決定 |

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支え

支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可（平成〇〇年開院予定）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇診療所開設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

ないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可（平成〇〇年開院予定）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇診療所開設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容 平成〇〇年〇〇月〇〇日 公害健康被害の補償等に関する法律 の公害医療機関 平成〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院 平成〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院 注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。 (9) その他 注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース 契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意) 様式 2 ～ 様式 6 (略)	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容 平成〇〇年〇〇月〇〇日 公害健康被害の補償等に関する法 律の公害医療機関 平成〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院 平成〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院 注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。 (9) その他 注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリー ス契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意) 様式 2 ～ 様式 6 (略)
--	--

○「地域医療連携推進法人の定款例について」（平成 2 9 年医政支発 0 2 1 7 第 1 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別添		別添	
地域医療連携推進法人（一般社団法人）の定 款例	備考	地域医療連携推進法人（一般社団法人）の定 款例	備考
一般社団法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 （名称） 第 1 条～第 2 条 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 6 条 （略） 第 7 条 本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、第一種社会福祉事業を行う施設及び事業所）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 （1）〇〇病院	（略）	一般社団法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 （名称） 第 1 条～第 2 条 （略） 第 2 章 目的及び事業 第 6 条 （略） 第 7 条 本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、第一種社会福祉事業を行う施設及び事業所）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 （1）〇〇病院	（略）

〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 <u>(4) 〇〇介護医療院</u> <u>〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地</u> 2 本法人が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 <u>(4) 〇〇介護医療院</u> <u>〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地</u> 第3章 基金 （略） 第4章 社員 （法人の構成員） 第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方		〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 2 本法人が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 第3章 基金 （略） 第4章 社員 （法人の構成員） 第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方	
---	--	---	--

針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。 (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する法人 (2) (略) (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する個人 (4)～(7) (略) 第10条～第16条 (略) 第5章～第12章 (略) 附則 (略)		針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。 (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する法人 (2) (略) (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する個人 (4)～(7) (略) 第10条～第16条 (略) 第5章～第12章 (略) 附則 (略)	
--	--	--	--

○「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」（平成 29 年医政支発 0217 第 3 号）の一部改正
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後								改 正 前							
地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について （略）								地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について （略）							
別添 1 ～別添 5 （略）								別添 1 ～別添 5 （略）							
別添 1								別添 1							
事 業 報 告 書 （自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日） 1 地域医療連携推進法人の概要 （1）～（10） （略） （11）病院等の参加施設の概況								事 業 報 告 書 （自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日） 1 地域医療連携推進法人の概要 （1）～（10） （略） （11）病院等の参加施設の概況							
（単位：千円）								（単位：千円）							
No.	施設の 名称	施設 の 種類	許可 病床 数	事業収 益	事業費 用	会計 年度	総資産	No.	施設の 名称	施設 の 種類	許可 病床 数	事業収 益	事業費 用	会計 年度	総資産
1			床					1			床				
2			床					2			床				
3			床					3			床				
4			床					4			床				
5			床					5			床				

